

令和7年度第4回愛媛地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和7年9月17日（水）13：01～13：47

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

森本会長、五領田委員、園田委員、武井委員

労働者代表委員

白石委員、竹箇平委員、竹本委員、長岡委員

使用者代表委員

阿部委員、小池委員、八塚委員

事務局

常盤愛媛労働局長、佐藤労働基準部長、三好賃金室長、高尾賃金指導官、

河端賃金係長

議題

- 1 開会
- 2 愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
- 3 その他
- 4 閉会

議事

○賃金室長

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、公益代表の井上委員、労働者代表の野村委員、使用者代表の武内委員、西岡委員が欠席されておりますが、11名の委員の皆様に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しております、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、森本会長、これから議事進行よろしくお願ひいたします。

○森本会長

ただ今から、第4回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の会議は公開しておりますが、傍聴される方は注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

それでは、議事次第により議事を進めます。

議事項番2「愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

まず資料1ページの資料No.1ですけれども、前回の9月1日の本審でいただきました「令和7年愛媛県最低賃金の改正決定について（答申）」の写しです。

次に資料5ページの資料No.2は、「愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関する写しです。先ほど紹介しました愛媛地方最低賃金審議会の答申に意見がある者は、9月16日までに愛媛労働局長に対し、異議の内容及び理由を記した異議申出書を提出するよう示されております。この公示は9月1日に愛媛労働局の掲示板に掲示しております。

次に異議申出書でございますけれども、期日までに6通の異議申出書の提出がありました。資料7ページ以降に資料No.3としてその写しをつけさせていただきました。

事務局で点検しましたところ、それぞれ申出者の要件を満たしており、「異議の内容」と「理由」が示されておりました。

各側の委員の代表となる皆様には、昨日までに、これらの「異議申出書」を提供させていただいたところでございます。

ここで、その申出の異議内容を御紹介させていただきます。

まず7ページの「愛媛地方労働組合連合会青年部」より、申出書の提出がありました。内容は、愛媛地方最低賃金審議会が行った77円引き上げの1,033円とする答申は、憲法第25条及び労働基準法第1条第1項による人たるに値する生活できる水準に遠く及ばず、様々な物価が高騰するもとで、特に非正規労働者は影響が大きく、生活も脅かされ続けられており、最低賃金法第1条の目的からも9月に答申された1,033円が労働者の生活の安定と労働条件の改善に寄与するものであるかどうか、再審議を行うよう異議申し立てを行うものです。

詳細と理由は、異議申立書のとおりです。

次に9ページの「西条周桑地域労働組合連絡協議会」より、申出書の提出がありました。内容は、愛媛の最低賃金は1時間当たり77円増の1,033円の改正決定について、引き上げ額は目安プラス14円となっているが、発効日を12月1日に先送りしており、相次ぐ物価高騰の中で生活できる最低賃金とはいえず、少なくとも1,500円以上にするとともに、速やかな発効を求める。あわせて全国一律最低賃金制度への法改正を求めるものです。

詳細と理由については、異議申立書に記載のとおりです。

次に 11 ページの「日本自治体労働組合総連合愛媛県本部」より、申出書の提出がありました。内容は、愛媛最低賃金審議会の答申である 77 円引き上げ改定について、答申額は「健康で文化的な最低限度の生活の保障」、生計費からすれば労働者・家計を守るには不十分であり、審議会への意見書に基づいて異議を申し立て、答申の要望内容では不十分と考え、具体的な意見の具申、地方最低賃金審議会独自の最低賃金額の検討を求め、再検討を要請するものです。

詳細と理由については、異議申立書のとおりです。

次に 17 ページの「愛媛県教職員組合」より、申立書の提出がありました。内容は、2025 年の愛媛県最低賃金 1,033 円は不服であり、1,700 円を要求すること、そして、改定時期の先延ばしも不服であるものです。

詳細と理由については、異議申立書のとおりです。

次に 19 ページの「コープえひめ労働組合」より、申立書の提出がありました。内容は、発効日 12 月 1 日の見直しを求め、最低賃金引き上げと同時に、政府・厚生労働省・各自治体が企業・小規模事業所への今以上の有効な支援策を強化・充実させること、「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境整備が必要であり、愛媛地方最低賃金審議会として要請することです。

詳細と理由については、異議申立書に記載のとおりです。

次に 21 ページの「愛媛地方労働組合連合会」より、申立書の提出がありました。内容は、時間額 1,033 円の水準では異常な物価高騰が働く者の暮らしを直撃するなかで、労働者の生活は困難であり、東京との賃金格差も解消されていないので、愛媛県を希望のある地域にするためには、大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があり、最低賃金の引き上げはそのことに大きな影響を与えるので、今回の愛媛県最低賃金の引き上げは不十分であり、再度審議を求める。また、答申発効日についても、労働者の生活を考慮するなら、12 月 1 日発効ではなく、速やかに審議後、発効すべき。さらに中小・小規模零細事業者に対する抜本的な対策を政府に要望し、特に人手不足が深刻な医療・介護・保育など福祉の分野は、医療・介護報酬を引き上げ、ケア労働者の待遇改善についても、中小企業・小規模事業者への支援とは異なる対策が必要であり、答申に盛り込むべきと申し立てがありました。

詳細については、異議申立書のとおりです。

以上、6 通の異議申立書については、最低賃金法第 12 条に基づく異議の申出として受理しましたので、同法第 11 条第 3 項により、この申出について愛媛労働局長から、愛媛地方最低賃金審議会会長に対して意見を求めることとなりました。

説明は以上でございます。

○森本会長

ただ今の説明について、何か御質問等はございませんか。

(質問等なし)

○賃金室長

それでは、愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、愛媛労働局長から会長あてに諮問いたします。

(局長から会長へ諮問文を手交)

(諮問文の写しを各委員に配布)

○森本会長

それでは、事務局は諮問文の朗読をお願いします。

(賃金指導官から諮問文を朗読)

○森本会長

愛媛労働局長から、異議申立てに基づく諮問を受けましたので、ただ今から審議を行います。

最初に、審議の前に各側で分かれて協議する時間が必要かどうかお伺いしますが、いかがいたしましょうか。

(労使双方とも個別協議の必要なし)

○森本会長

それでは、令和7年9月1日付け愛媛労働局一般公示第5号で公示されました愛媛地方最低賃金審議会の意見に対して提出されました異議につきまして、労使各側から御意見をお伺いします。

まず、労側の委員からお願いします。

○白石委員

代表して、私から意見を述べさせていただきます。

先ほどの異議申立ての内容を拝聴させていただきました。働く者の思いを代弁されたものと思います。

私たちも労働者を代表する委員として、実質賃金が上がっていない現状や、物価高の影響により生活実態は厳しい状況にあると認識しています。

今回の引上げ額 77 円により、やっと 1,000 円を超える 1,033 円となりましたけれども、最低生計費という観点からは、程遠い額であることには変わりありません。最低賃金近傍で働く者が普通に生活できるレベルの金額では程遠い金額であるということは、異議申し立ての内容のとおりだと共感するとおりです。

今回の愛媛県最低賃金の審議にあたり、物価高騰等により生活が厳しくなっている現状に鑑み、生計費に重きを置くこと。今期春闘の賃上げの結果を全ての働く労働者へ還流させていくこと。実際のパートタイム労働者の募集賃金額は現状の最低賃金よりも大きく上回っていること。企業の内部保留は増加しているものの、その利益は賃上げには回っていないこと。多くの産業で人手不足感が高まっている中で、少子高齢化、若者の県外流出など、労働力人口の減少が進む中で、地域間格差の是正を求める、最低賃金の底上げと労働環境の整備が重要であることを意識し、絶対額を重視し、大幅な引上げをするべきと主張してきたところです。

県内の実情も考慮し、公労使それぞれの立場で審議を重ねてきましたけれども、労使の金額提示には大きな開きがあり、歩み寄りが難しい中、公益案により目安プラス 14 円の 77 円が提示されました。また、発効日の 12 月 1 日については、労働者側としては法定発効であるべきと主張してきましたけれども、影響率が 30% を超えており、国の支援制度が不確定な中、特に地場・中小・零細企業の対応においては、一定の時間を要することは理解せざるを得ず、全会一致の結果となったところです。

絶対額としては、働く者としてまだまだ低額であるという主張には同意するところですけれども、77 円という過去最高の引上げ額で、全会一致となったことは、審議の中で労働側として主張してきた要点について、斟酌していただいた結果だと思っています。

再審議をして、これ以上の大幅な改定になればいいのでしょうか、議論結果からしても、非常に難しいと推測します。また、再審議をすることになれば、更に発効日が遅れることも想定され、これ以上長引かせることは労働者の不利益になると考慮すると、今回の結果を再審議することは、得策でないと考えております。

労働者側としては、今回の引き上げ額が生計費の観点から見て十分な額だとは思っていませんが、労使双方の意見を斟酌したうえで、公益案が提示され、全会一致で決定したことから、再審議は行わないものの本日の意見を参考にしつつ、今後の審議に努めていきたいと思っています。

労側としては、以上です。

○森本会長

ありがとうございました。労側で他の御意見等ございましたらお願ひします。

(意見等なし)

○森本会長

次に、使側の委員から御意見お願いします。

○八塚委員

それでは、私から申し上げます。

異議申し立ての内容を確認させていただきましたが、主な主張は、答申の77円では今般の物価上昇に十分対応しておらず、「労働者の生計費」として不十分という点、それから、発効日を12月1日まで遅らせるのは実質的に引き上げ額を減額するものであるという点と理解しております。

これらにつきまして、結論といたしましては、現答申を変更する必要はないと考えております。

以下、結論に至る理由を述べます。

まず、引き上げ額についてです。

地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力の3要素を考慮して定めなければならないとされています。

使用者側といたしましては、今回の審議に当たり、物価の上昇に伴う生計費の上昇は、当然考慮すべき重要なポイントと捉えておりましたが、一方で、事業者に通常の賃金支払い能力を超えた過度の引き上げ負担を負わせないようにすることも併せて考慮すべきと主張しておりました。そして、その過度の引き上げ負担となるかどうかの判断に際しては、小規模事業者の賃金の上昇率が指標となる旨も申し上げてきました。

再三申し上げてきたことでございますが、賃金の引き上げは、生産性の向上に伴う業績向上により行うというのが本来の姿で、最低賃金の引き上げ額もそういった賃金の上昇率とパラレルに考えていくべきと考えているところだからです。

しかしながら、本年の審議においても、消費者物価の上昇率など生計費を重視するとともに、別の要素として、Bランクとしてふさわしい金額水準はどうか、Cランク県との金額との逆転現象の是正をどうするか、同ランク県の金額との格差の是正をどうするかといった、法律で定める3要素以外の要素に着目せざるを得ない状況の中で、63円の目安に更に14円上積みがなされ、77円(8.05%)の引き上げとなりました。

この8.05%という数値は、令和7年度賃金改定状況調査結果の第4表の一般・パート計のBランクの賃金伸び率2.9%や、経団連がまとめた中小企業の春季労使交渉結果総平均のアップ率4.35%よりもはるかに大きく、また、消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く場合)の昨年10月から今年6月までの平均のBランクの数値3.9%よりも大きいものです。

このような伸びは、価格転嫁の進捗が二極化している中で、思うように人件費の価格転嫁ができず賃上げ原資の確保が難しい小規模事業者に対し、法定の3要素の一つである「支払能力」以上の負担をかけることになっているのではないかと大変心配をしてい

ます。

ただ、専門部会の審議においては、Bランク県として適切な金額水準、Cランク県の金額との逆転現象の是正といった観点も無視できませんし、発効日についての御理解が得られたことから、全会一致としました。ただ、本来は、今の数値でも不安視しているところでありますので、まず、引き上げという方向への変更は、考えられません。

また、全国の答申の状況を見てみると、中央最低賃金審議会が示した目安額にプラスした金額が二桁の14円というのは、全国7番目の高さで、これにより、本県よりも高い最低賃金額の県の格差も相当に減少させ、隣県の香川とは3円差にまで縮まりました。

また、発効日でありますか、先ほど申し上げたように、8.05%の引上げ率は、春季労使交渉の賃金伸び率や物価上昇率とは乖離した非常に高い伸び率となっております。経営者としては、近年の最低賃金の伸び具合からしたら、一定の覚悟はしていたと思いますが、ここまで伸びは想定外ですから、こうした想定外の急騰に対応するためには、今回の引き上げ額を前提として、あらためて影響範囲を洗い直し、給与体系を抜本的に見直す作業も必要になってくると思います。

また、国が目安を超えて最低賃金を引き上げる場合に重点支援を講じるとされていますが、その支援策の内容を理解し、どのように活用するか検討し、実際に自社の業務内容に当てはめる作業をする必要もあります。その対応に要する猶予は必要でありますので、発効日を12月1日とすることは、絶対に必要だと考えております。

なお、発効日を若干後ろ倒しにしたとはいって、12月1日であり、年明けにしたり、3月発効にしたりしている他県の取り扱いと比較すれば、常識的な期日設定であると思っています。

なお、今回の答申でも、公益委員、労働者代表委員の御理解をいただきまして、昨年に引き続いで要望事項を盛り込んだところです。昨年59円引き上げ、今年77円引き上げ、2年で136円もの引き上げということで、最低賃金が急激に上昇しております。事業者に求められる負担も顕著になっているということで、盛り込んでいただくようお願いしました。この点に関しまして、要望意見にもっと追加して述べるべきではないかという御意見も拝見したところあります。気持ちとすれば非常に意に沿う部分もあるのですけれども、最低賃金法第10条第1項に規定されている地方最低賃金審議会の任務、これは地域別最低賃金の調査・審議でありまして、ロビイストのように特定産業分野の経済施策を要請するようなことは本旨ではありませんので、法律に想定されていないにもかかわらず特例的に盛り込んでいただいた事項であることを考えれば、本来の審議会の任務を踏まえた、一定のバランスをもった記述が必要ではないかと考えております。

私からは以上です。

○森本会長

ありがとうございました。使側で、他に御意見等はございませんか。

(意見等なし)

○森本会長

ただ今労側委員、使側委員、それぞれから御意見をいただきました。御意見を集約しますと、いずれも答申どおりとするべきということでありまして、今回の答申を変更する必要はないという御意見になります。

労使双方の御意見を踏まえた公益委員としての見解を述べさせていただきたいと思います。

異議申し立ての内容を確認させていただきましたが、主な主張は、答申の77円では生計費として不足なので、それ以上の引き上げを求めたいことと、12月1日とした発効日よりも、速やかな発効を求めたいものと理解します。

今年度の専門部会において、法定3要素である、労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払い能力の各種統計資料と、それらに基づく労使の主張を踏まえて審議した結果、今年度は物価上昇の影響も鑑みて特に生計費を重視するとともに、賃上げの効果を非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させていく必要があるとの見解に至りました。

引上げ額の幅につきましては、愛媛県よりも賃金額の高い近隣県との地域間格差を是正することによって、労働人口の県外流出を防ぐとともに、Bランクである愛媛県がCランクの県を下回っているという逆転現象の解消を重視した結果、中賃が提示したBランクの目安額である63円に14円を上積みした、引上げ額77円、引上げ後の時間額1,033円を公益案として提示することとなりました。

引上げ額を77円とした場合の影響率は30.17%で、最も高い率となった昨年度の24.36%をさらに上回ることから、公益委員としましては、事業者が賃上げに対応するための支援策を活用する時間的猶予も必要と考え、例年どおりの法定発効ではなく、12月1日を発効日として公益案を提示させていただいた次第です。

本年度の専門部会においては、例年以上に時間をかけて、公労使で真摯に議論を行いました。結果として、労使の歩み寄りによる意見の一致には至りませんでしたが、双方の主張を踏まえた公益案の採決において全会一致で得られた結論ですので、この全会一致で得られた結論ということを重く受け止めまして、公益委員としても答申を変更する必要はないものと考えております。

以上を踏まえ、「令和7年9月1日付け答申どおり決定することが適当である。」という結論をしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(一同同意)

○森本会長

それでは、同意をいただきましたので、答申したいと思います。事務局は答申文の準備をお願いします。

(答申文作成)

○森本会長

ただ今から答申を行います。

(会長から局長へ答申文を手交)

(答申文の写しを各委員に配布)

○森本会長

事務局は、答申文の朗読をお願いします。

(賃金指導官から答申文を朗読)

○森本会長

ありがとうございました。

事務局におきましては、改正最低賃金の発効に向けて、手続きを進めていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、行政においては、最低賃金の周知及び履行確保に努めていただくとともに、労使各側の委員の皆様におかれましても、各々の団体を通じて、改正最低賃金の周知に御協力いただきますよう、お願いします。

それでは、事務局から愛媛県最低賃金改正の効力発生日について説明をお願いします。

○賃金室長

本日、愛媛県最低賃金審議会の意見に関する異議の申出に関して御審議いただき、答申をいただきましたので、愛媛県最低賃金を「1時間 1,033 円」に改正する手続きを進めてまいります。予定では、9月 29 日付けで官報に公示され、令和 7 年 12 月 1 日から効力が発生することとなります。

事務局からは以上です。

○森本会長

これをもって、愛媛地方最低賃金専門部会は、その任務を終了しましたので、最低賃金審議会令第 6 条第 7 項の規定により、専門部会を廃止したいと思いますが、御異議は

ございませんか。

(一同同意)

○森本会長

同意をいただきましたので、愛媛地方最低賃金専門部会を廃止します。

それでは、議事項番3「その他」に入ります。

事務局から、残りの資料の説明がありますので、お願いします。

○賃金室長

資料23ページの資料No.5を御覧下さい。

9月5日までに、全国の地域別最低賃金の改定額が答申されましたことを踏まえ、本省が発表したものになります。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に順次発効される予定です。

47都道府県で引上げ額は63円から82円の引上げになっております。引上げ額の内訳を説明しますと、最高の82円は熊本で1県、81円は大分で1県、80円は秋田で1県、79円は岩手で1県、78円は長崎、群馬、福島の3県、77円は愛媛と山形の2県、残りは24ページの表を御確認ください。

改定額の全国加重平均額は1,121円で、昨年度の1,055円から+66円となっています。

全国加重平均額66円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降では最高額です。

最高額東京都の1,226円に対する最低額沖縄と宮崎と高知の1,023円の比率は83.4%と、昨年は83.1%ですので、この比率は11年連続の改善となっています。

事務局からは以上でございます。

○森本会長

ただ今の事務局からの説明に関して、御質問等はありませんか。

(質問等なし)

○森本会長

それでは以上をもちまして、第4回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れ様でした。